

## 第1回 定例農業委員会総会議事録 (第23期)

1 日 時 平成29年7月20日(木) 9時26分～11時43分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

### 3 出席委員(12人出席)

- ① 栢 幸三      ② 京田 提樹      ③ 石坂 務      ④ 尻無濱 俊幸  
⑤ 富永 勝志      ⑥ 坂口 輝美      ⑦ 高原 熊夫      ⑧ 石原 千代年  
⑨ 堂後 善人      ⑩ 樫八重 玲子      ⑪ 松下 輝男      ⑫ 田嶋 輝男

### 4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

### 5 議事日程

会長の互選について

会長職代理者の互選について

農政問題分科会委員の互選並びに分科会会長選出について

同意第 1号 阿久根市農政推進会議委員の推薦について

同意第 2号 阿久根市農村環境改善センター運営協議会委員の推進について

同意第 3号 阿久根市都市計画審議会委員の推薦について

承認第 1号 阿久根市農業再生協議会会員の承認について

諮問第 5号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

諮問第 6号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見について

議案第 32号 農地法第3条による許可申請について

議案第 33号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 34号 非農地証明願いについて

議案第 35号 農用地利用集積計画について



事務局長（谷口 義美）

ありがとうございます。

ご異議なしとのことですので、出席委員の中で最年長は、石原委員でありますので、石原委員に臨時議長をお願いいたしたいと存じます。

それでは、石原委員は議長席にお進みいただき、議事進行をお願いします。

臨時議長（石原 千代年）

先例によりまして、最年長者が臨時議長を行うとなっておりますので、務めさせていただきます。

委員の皆様、ご協力をお願いいたします。

座って進行させていただきます。

それでは、ただ今から第1回農業委員会総会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配布いたしました日程表のとおりであります。

**日程第2 仮議席の指定**を行います。

仮議席は、ただ今ご着席の議席といたします。

**日程第3 会長の選任**についてを議題とします。

会長の選任は、農業委員会等に関する法律第5条第2項により委員の互選によることとなっております。また、阿久根市農業委員会規則により選挙によることとなっております。

さらに、選挙の方法については、無記名投票で行うことになっておりますが、指名推薦の方法を用いることもできます。

会長の選挙をいずれの方法によるかご意見はございませんか。

5番委員（富永 勝志）

推薦で前任の田嶋会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

臨時議長（石原 千代年）

ただ今、指名推薦というご意見であります。指名推薦の方法を用いることにご異議はありませんか。

委員 異議なし

臨時議長（石原 千代年）

ご異議なしと認めます。

よって、会長の選挙は、指名推薦の方法を用いることに決定いたします。

なお、この方法による選挙においては、委員会委員の全員の同意が必要となります。複数の委員が指名された場合は、この方法によらず無記名投票となりますので申し添えます。

ただ今、田嶋輝男委員が被指名人として推薦されました。

それでは、お諮りします。

田嶋輝男委員を会長とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

臨時議長（石原 千代年）

ご異議なしと認めます。

よって、田嶋輝男委員を会長の当選人として決定します。

それでは、ここで会長となられました田嶋委員に就任のご挨拶をお願いいたします。

委員（田嶋 輝男）

ただ今、皆様からご推薦を頂いた田嶋です。第23期の会長と言う事で推薦いただきました。本当にありがとうございます。22期も皆様に迷惑をかけたと思いますが、また、今日から23期の会長を務めさせていただきますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

臨時議長（石原 千代年）

以上で、臨時議長の職責は終わりました。

ご協力ありがとうございました。

ここで、議長を交代いたします。

議長（田嶋 輝男）

先ほど、会長の挨拶もさせていただきましたが、新しく23期の会長に皆様のご推薦をいただきましたので、議長の職務を執らせていただきます。

記事を継続いたします。

議長（田嶋 輝男）

**日程第4 会長職務代理者の選任について**を議題といたします。

お諮りします。

職務代理者の選任は、農業委員会等に関する法律第5条第5項により委員の互選によることとなっております。

また、阿久根市農業委員会規則により選挙によることとなっております。

さらに、選挙の方法については、無記名投票で行うこととなっておりますが、指名推薦の方法を用いることもできます。

会長職務代理者の選挙をいずれの方法によるかご意見を伺いたいと思いますがどうでしょうか。

委員 会長推薦

議長（田嶋 輝男）

ただ今、会長推薦のという意見が出ましたが、よろしいでしょうか。

委員 異議なし

議長（田嶋 輝男）

それでは、会長指名推薦ということで提案します。第22期の職務代理

者は石坂委員にお願いしていましたが、石坂委員も他の会も多く兼務していると言うことで、忙しいとのことでありましたので、23期は、松下委員を推薦したいと思いますが、皆さん、よろしいでしょうか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

松下委員を会長職代理者の当選人とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、松下 輝男委員を会長職務代理者の当選人に決定します。

それではここで、会長職務代理者に就任のご挨拶をお願いいたします。

委員 (松下 輝男)

会長職務代理者と言う事で推薦いただきました松下です。3期目ではございますが、不慣れで、奥が深い農業委員会でありますので、皆様方に協力を頂くことと思っておりますが、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第5 議席の決定について**を議題といたします。

議席の決定は、会議規則第5条の規定により「くじ」で定めることになっております。

ここで、お諮りいたします。

当委員会では先例により、会長の議席は12番、会長職務代理者の議席は11番としたいと思っております。

先例のとおり会長及び会長職務代理者の議席を定めることにご異議あり

ませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、会長及び会長職務代理者の議席は12番及び11番に決定いたします。

それでは、職員に「くじ」を持ち回りさせますので、順次お引き願います。

～ くじ引き ～

議長 (田嶋 輝男)

それでは「くじ」による議席が決定しましたので、職員に朗読させます。

事務局 (新坂 謙二)

それでは、議席を決定いたしましたので、私の方から議席1番から10番までをご報告いたします。

なお、議席番号11番は会長職務代理者、議席番号12番は会長ということで先に御了承いただきましたので、この分の読み上げにつきましては、省略いたします。

それでは読み上げます。

議席番号1番 栢 幸三委員，議席番号2番 京田 提樹委員，議席番号3番 石坂 務委員，議席番号4番 尻無濱 俊幸委員，議席番号5番 富永 勝志委員，議席番号6番 坂口 輝美委員，議席番号7番 高原 熊夫委員，議席番号8番 石原 千代年委員，議席番号9番 堂後 善人委員，議席番号10番 檜八重 玲子委員，以上で議席の決定の報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

ただ今、事務局で朗読いたしましたとおり、それぞれの議席にお着きください。

ここで暫く休憩とします。資料等を配布してください。

( 休 憩 ) 9:40 ~ 9:48

議長 (田嶋 輝男)

休憩前に引き続き、会を再開します。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第6 議事録署名委員の指名**であります。議長において、1番 榎幸三委員、2番 京田 提樹委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第7 会期並びに議事日程の決定**についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第1回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布しました日程表のとおり作成しましたので、ご了承を願います。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第8 諸報告**であります。今回、私からは特にございませませんが、皆

さん方からありましたなら、その他のところでお願いいたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第9 農政問題分科会委員の互選並びに分科会会長の選出についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 （新坂 謙二）

それでは、日程第9 農政問題分科会委員の互選並びに分科会会長の選出について説明を致します。

農政問題分科会は、農業委員会会議規則第11条第2項によりますと、農政問題を専門的技術的に調査審議するため、分科会を設置すると規定されており、分科会の組織及び運営につきましては、農政問題分科会組織及び運営に関する規定の第2条に、分科会は第1及び第2分科会とし、それぞれの委員をもって構成すると規定され、概ね同数になるよう互選することになっております。

各分科会が専門的に調査検討する事項は、同規定の第3条に、第1分科会は、果樹・特用作物・構造改善事業に関すること。

第2分科会は、畜産・普通作物・林業・その他農業、農家生活に関することと規定されております。

なお、分科会委員の互選につきましては、先例によりますと希望を含めて調整することとなり、分科会の会長につきましては、分科会の互選とされておりますので、宜しくお願いを致します。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

ただ今、事務局の説明が終了しました。

本件については、事務局の説明のとおり農政問題分科会組織及び運営に関する規定並びに当委員会の先例により、決定することにご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決定いたします。

それでは、それぞれの分科会の互選のため暫時協議会に移行いたします。

( ~ 協議会 ~ ) 9 : 5 2 ~ 1 0 : 0 0

議長 (田嶋 輝男)

それでは、協議会前に引き続き会議を開きます。

分科会委員の互選並びに分科会会長の互選の結果を事務局に報告させます。

事務局 (新坂 謙二)

それでは、読み上げて報告いたします。

第1分科会につきましては、第1分科会会長が堂後委員、あとの会員に栢委員、坂口委員、石原委員、松下会長代理、田嶋会長です。

第2分科会につきましては、第2分科会会長が富永委員、あとの分科会員が京田委員、石坂委員、尻無濱委員、高原委員、樫八重委員。

以上でございます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の報告が終わりました。

事務局の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件は以上のおり決定いたしました。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第10 同意第1号**

**阿久根市農政推進会議委員の推薦について**を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (新坂 謙二)

それでは、阿久根市農政推進会議委員の推薦についてご説明致します。

阿久根市農政推進会議は、阿久根市農政の重要な施策について企画し、関係団体の総合調整のもとに実施の万全を期するために設置されております。

推進会議は委員20名以内で、市内各農業団体関係者、学識経験者、農業構造改善事業及び林業構造改善事業の実施地区並びに農業団地の代表者、その他市長が特に必要と認める者で構成されております。会長は市長でございます。

農業委員会選出の委員は先例によりますと、会長並びに第1、第2分科会会長の計3名であります。なお、任期は2年間で平成28年4月1日から平成30年3月31日までとなっており、前任者の残任期間となります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終了しました。

質疑を許します。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

事務局の説明では、先例により会長と両分科会会長の計3名を推薦する

ものでありますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については、会長と両分科会会長の計3名を推薦することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第11 同意第2号**

**阿久根市農村環境改善センター運営協議会委員の推薦についてを議題と**  
いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長 (新坂 謙二)

それでは、阿久根市農村環境改善センター運営協議会委員の推薦についてご説明致します。

阿久根市農村環境改善センターは、農村の環境整備を推進し、農村居住者の健康増進及び地域連帯感の醸成並びに農村生活の改善合理化を図るとともに、農林業に関する技術の開発を行い、農業経営の安定、合理化を促進し、もって農林業の振興を図るために設置されております。

運営協議会は、その運営に関する事項を審議するものでありまして、協議会の構成は10名以内で組織し、農業関係団体代表者、学識経験者、その他市長が認める者となっております。

農業委員会からは先例によりますと、会長が推薦されております。

任期は2年間で、平成28年4月1日から平成30年3月31日までとなっております。前任者の残任期間となります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いをいたします。

議長 (田嶋 輝男)  
事務局の説明が終わりました。  
質疑を許します。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本件に対する事務局の説明では、先例によりますと会長が推薦されてお  
ります。  
先例によって、会長を推薦することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本件については、会長を推薦することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)  
**日程第12 同意第3号**  
**阿久根市都市計画審議会委員の推薦についてを議題といたします。**  
事務局に説明を求めます。

事務局 (新坂 謙二)  
それでは、阿久根市都市計画審議会委員の推薦についてご説明致します。  
阿久根市都市計画審議会は、都市計画法の規定に基づき、市長の諮問に  
応じ、市が定める都市計画について、本市が提出する意見・その他市長が  
都市計画上必要と認める事項について審議するため、審査会が設置されて

おります。

委員は、市長が任命する委員で、学識経験者4名以内、市議会議員2名以内、県職員1名、市民1名となっており、農業委員会からは先例によりますと、会長が任命されております。

任期は2年間で、平成28年3月1日から平成30年2月28日までとなっており、委員が欠けた場合は、前任者の残任期間となっております。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終了しました。

質疑を許します。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件に対する事務局の説明では先例によりますと、会長が推薦されております。

先例によって、会長を推薦することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については、会長を推薦することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

### 日程第13 承認第1号

阿久根市農業再生協議会会員の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （新坂 謙二）

それでは、阿久根市農業再生協議会会員の承認についてご説明致します。  
農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、農業者戸別所得補償制度の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興をはじめ、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的に設置されております。

阿久根市農業再生協議会規約第5条第1項の規定において、会員に阿久根市農業委員会会長と明記されていることから、「会長のあて職」となっております。

よって、会長を阿久根市農業再生協議会会員としてご承認いただきますようご提案申し上げます。

なお、任期は3年間で、平成29年7月9日から平成32年6月30日までとなっております。役員が欠けた場合は、前任者又は現任者の残任期間となります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いをいたします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

ここで、質疑を許します。

委員 なし

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件に対する事務局の説明では、阿久根市農業再生協議会規約第5条第

1項の規定は、当農業委員会の会長を会員とすることと明記されております。

よって、会長をこの協議会の会員として承認することにご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、承認することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第14 諮問第5号**

**農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。**

本件について、農政課の説明を求めます。

農政課 (野中 義昭)

諮問第8号、農業経営改善計画の認定に係る対象農業者の説明をいたします。

今回、8件の農業経営改善計画の認定申請があり、第3者機関の意見聴取のため農業委員会に対し、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものでございます。

認定要件といたしましては、農業経営基盤強化促進法第12条第4項に基づき、阿久根市の基本構想及び農用地の効率的な利用並びに経営改善計画の達成見込み、農林水産省経営局長通知の認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインに基づいて判断するよう通知されているところでございます。

なお、年齢制限等につきましては画一的には適用せず、市町村の独自の基準により弾力的に運用するものです。

また、去る7月5日に行いました関係機関・団体による農業経営改善計画認定審査会において審査を行い、認定することは適当であるという意見に達

したところでございます。

それでは、資料の説明に移らせていただきます。

( 諮問資料にて説明 )

( 説明中議事参与の件があったため、それ以外の件について説明。 )

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。

説明の中でもありましたが、7番高原委員の件以外の質疑を許します。

8件目の申請は、江内の方のようですが。問題はないのですか。

5番委員 (堂後 善人)

施設が脇本にあります。

議長 (田嶋 輝男)

ほかに質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

農政課の説明は、認定しようとするものであります。

諮問のとおり認定することにご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定い

たします。

それでは、次に7番高原熊夫委員の案件について審議しますので、7番高原熊夫委員は退席をお願いいたします。

(～7番高原熊夫委員退席～)

それでは、本件について農政課の説明を求めます。

農政課 (野中 義昭)  
( 諮問資料にて説明 )

議長 (田嶋 輝男)  
農政課の説明が終わりました。  
7番高原委員の件の質疑を許します。  
質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
農政課の説明は、認定しようとするものであります。  
諮問のとおり認定することにご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

それでは、 7番高原熊夫委員の着席を許します。

(～7番高原熊夫委員着席～)

議長 (田嶋 輝男)

日程第15 諮問第6号

農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (岩元 茉奈美)

おはようございます。農政課 岩元です。

諮問第6号は、農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてです。

農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定に基づいて定められた農業振興地域整備計画を変更する場合、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会の意見を聴くことになっていますので、諮問するものです。

ご審議いただきます案件は農用地区域からの除外の2件であります。

本件については、去る7月7日に農政推進会議委員である会長及び第1、第2分科会会長による現地調査を実施させていただきました。

それでは、内容について、ご説明いたします。

1ページからご覧ください。1件目の申請者は、〇〇〇〇〇氏で、申出地は申請者の父にあたる〇〇〇〇氏が所有する〇〇〇〇〇〇 - 〇の1筆の畑であります。面積は966㎡で、周囲は北側に山林、西側に畑、東側と南側に宅地、畑と接しています。

申請理由は、申出地に農家住宅を建設するための変更であり、盛土切土を行い、生活排水は浄化槽で処理の上、道路側溝へ放流を行う計画となっております。

申出地は、農用地区域の外周部ではなく、中抜け地にあたります。除外

の基本的な要件としましては、外周部であることが条件であります。県の例外的な考え方としまして、農用地区域内の中抜け地において、申出地に住宅等が3戸以上連たんしている場合に集落とみなして除外することを認めておまして、本件はこの取り扱いが適用されます。また、除外することによって周辺農地の利用について農作業の効率化や土地利用に支障を及ぼすおそれはなく、その他除外の要件も満たしており、さらに被害防除計画及び確約書も提出された計画となっているため、他に影響を及ぼす可能性は低く、除外は止む無しとの意見であります。

続きまして11ページからご覧ください。2件目の申請者は、〇〇〇〇〇〇氏で、申出地は〇〇〇〇氏が所有する〇〇〇〇〇〇 - 〇の1筆の地目は原野であります。用途区分として農用地（田）と設定され、面積は932㎡で、周囲は北側、東側、南側に田、西側に市道と接しています。

申出地に1か月ほど前に太陽光発電施設を建設していたところ申請者と連絡が取れ、農振法に違反することが確認されたため、手続きを踏んで是正するものです。土留め工事を行い、雨水は東側の水路へ放流を行なっております。

申出地は、農用地区域の外周部に接し、また、〇〇〇〇から〇〇〇m以内にあり、除外後は第3種農地となります。除外することによって周辺農地の利用について農作業の効率化や土地利用に支障を及ぼすおそれはなく、その他除外の要件も満たしており、さらに被害防除計画及び確約書も提出された計画となっているため、他に影響を及ぼす可能性は低く、除外は止む無しとの意見であります。

議長 （田嶋 輝男）

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

農政課の説明は、変更しようとするものであります。

諮問のとおり、変更することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

#### 日程第16 議案第32号

農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (酒井 結華子)

それでは、議案第32号についてご説明いたします。議案書の1ページから13ページをご覧ください。農地法第3条の申請は10件であり、所有権移転が9件・使用貸借権設定が1件です。

それでは、整理番号1から事件ごとにご説明致します。

整理番号1について、地図は、1ページから4ページです。

申請譲受人は、〇〇〇〇区にお住いの「〇〇 〇〇」さんです。

〇〇さんは、現在、妻と共に、甘藷・水稻を生産されており、年間180日程度、農業に従事されております。労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は、親子間の贈与による所有権移転です。

整理番号2について、地図は、5ページから8ページです。

申請譲受人は、〇〇区にお住いの「〇〇 〇〇」さんです。

〇〇さんは、現在、水稻・季節野菜・文旦を生産されており、年間100日程度農業に従事されております。

労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は、親子間の贈与による所有権移転です。

次に整理番号3についてですが、地図は9ページから12ページです。

申請譲受人は、〇〇市にお住いの「〇〇 〇〇」さんです。

〇〇さんは、現在、妻と共に、水稻・季節野菜を生産されており、年間100日程度農業に従事されております。

申請地は、労働力、下限面積等について、すべて許可要件を満たしております。

なお、本件は、親子間の贈与による所有権移転です。

次に整理番号4についてですが、地図は13ページから17ページです。

申請譲受人は、〇〇区にお住いの「〇〇 〇〇」さんです。

〇〇さんは、現在、水稻・季節野菜を生産されており、年間90日程度農業に従事されております。

申請地は、季節野菜を生産する計画であり、労働力、下限面積等についてもすべて許可要件を満たしております。

なお、本件は、親子間の贈与による所有権移転です。

次に整理番号5についてですが、地図は18ページです。

申請譲受人は、〇〇区にお住いの「〇〇 〇〇」さんです。

〇〇さんは、現在、水稻・季節野菜を生産されており、年間180日程度農業に従事されております。

申請地は、甘藷を生産する計画であり、労働力、下限面積等についてもすべて許可要件を満たしております。

なお、本件は、親子間の贈与による所有権移転です。

次に整理番号6についてですが、地図は19から22ページです。

申請譲受人は、〇〇区にお住いの「〇〇 〇〇」さんです。

〇〇さんは、現在、妻・息子と共に、年間100日程度農業に従事されております。

申請地は、水稻・甘藷を生産する計画であり、労働力、下限面積等につ

いてもすべて許可要件を満たしております。

なお、本件は、親子間の贈与による所有権移転です。

次に整理番号7についてですが、地図は23から36ページです。

申請譲受人は、〇〇区にお住いの「〇〇 〇〇」さんです。

〇〇さんは、現在、妻と共に、年間120日程度農業に従事されております。

申請地は、水稻・甘藷・えんどう・らっきょうを生産する計画であり、労働力、下限面積等についてもすべて許可要件を満たしております。

なお本件は、親子間の贈与による所有権移転です。

次に整理番号8についてですが、地図は37ページから47ページです。

申請譲受人は、〇〇区にお住いの「〇〇 〇〇〇」さんです。

〇〇さんは、現在、妻と共に、年間180日程度農業に従事されております。

申請地は、水稻・甘藷を生産する計画であり、労働力、下限面積等についてもすべて許可要件を満たしております。

なお本件は、親子間の贈与による所有権移転です。

次に整理番号9についてですが、地図は48ページから51ページです。

申請譲受人は、〇区にお住いの「〇〇 〇〇〇」さんです。

〇〇さんは、現在、年間90日程度農業に従事されております。

申請地は、水稻・季節野菜を生産する計画であり、労働力、下限面積等についてもすべて許可要件を満たしております。

なお本件は、親子間の贈与による所有権移転です。

次に整理番号10についてですが、地図は52ページです。

申請借人は、〇〇区にお住いの「〇〇 〇」さんです。

〇〇さんは、現在、水稻・季節野菜を生産されており、妻と共に年間300日程度農業に従事されております。

申請地は、甘藷・いんげんを生産する計画であり、労働力、下限面積等についてもすべて許可要件を満たしております。

なお本件は、10年間の使用貸借権が設定されます。

先ほど、整理番号7について、所有権移転と説明しましたが、10年間

の使用貸借権になります。また、整理番号10について、10年間の使用貸借権と説明いたしましたが、所有権移転になります。大変失礼いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査員の報告を求めます。

10番委員 (富永 勝志)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。

7月7日に「松下委員」及び「事務局職員」と『現地調査』並びに『聞き取り調査』を行いました。

いずれの申請人も農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農に積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。

したがって、すべての申請の調査結果は、許可相当です。

しかし、今回の現地調査において感じたことは、代理人が立ち会われるケースが多いため、申請人自身の耕作意欲等が確認できない状況があることです。安易に立会いを依頼せず、なるべく本人の立会いを要望したいと思いますが、他の委員の方は、どの様にお考えですか。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

今、富永委員から現地調査の立会いの件で意見が出ましたが、みなさん、如何ですか。

委員 協議会に変更してください。

議長 (田嶋 輝男)  
協議会に切替えます。

( ~ 協議会 ~ ) 10:48~11:04

議長 (田嶋 輝男)  
本会に戻します。  
質疑はありませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)  
**日程第17 議案第33号**  
**農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。**  
事務局に説明を求めます。

事務局 (上脇 重樹)  
議案第33号について、説明いたします。



農地であることから、第3種農地に該当します。

申請譲受人は、本市〇〇区に居住されている〇〇〇氏です。

譲受人は、現在借家住まいであることから、自己居住用の一般住宅を建築するため本件を申請されました。

申請地は、整地が行われ、一般住宅が建築されます。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に建築基準法第42条第1項第5号に該当する位置指定を受けた通路の側溝へ流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして、整理番号3の事件です。

農業委員会意見書及び審査票5ページ及び6ページ並びに地図57ページ及び58ページをご覧ください。

本件は、一般住宅用地への転用を目的とする売買による所有権移転です。

申請地の位置は、〇〇〇から〇〇へ約〇.〇キロメートル、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇メートル南側です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、本市〇〇区に居住されている〇〇〇〇氏です。

譲受人は、現在借家住まいであることから、自己居住用の一般住宅を建築するため本件を申請されました。

申請地は、整地が行われ、一般住宅が建設されます。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に建築基準法第42条第1項第5号に該当する位置指定を受けた通路の側溝へ流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして、整理番号4の事件です。

農業委員会意見書及び審査票7ページ及び8ページ並びに地図59ページ



調査は、7月7日に、富永委員及び私並びに事務局職員で行いました。  
それでは、整理番号1から順に報告します。

整理番号1につきましては、申請地周辺は、北側は山林及び宅地、東側は畑及び宅地、南側及び西側は畑でした。

計画されている農家住宅は2階建てですが、境界から一定程度離して建築されること、流水は市道側溝へ流すこと、土砂等の流出防止のため隣接農地との境界にはブロック、排水路が設置されることなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

また、譲受人は譲渡人の農業後継者となること及びそのためには農家住宅として申請地の広さが必要であること並びに申請地は譲渡人の農家住宅を含めた集落に接続していることから、申請地の除外及び転用はやむをえないものであると判断しました。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

続いて、整理番号2につきましては、

申請地周辺は、北側は宅地、東側は通路、西側は雑種地、南側は畑でした。

計画されている一般住宅は2階建てですが、境界から一定程度離して建築されること、流水は通路側溝へ流すこと、土砂等の流出防止のため隣接農地との境界にはブロック塀が設置されることなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

続いて、整理番号3につきましては、申請地周辺は、北側は通路、西側は宅地、東側及び南側は畑でした。

計画されている一般住宅は2階建てですが、境界から一定程度離して建築されること、流水は通路側溝へ流すこと、土砂等の流出防止のため隣接農地との境界にはブロック塀が設置されることなどから、周辺農地への悪

影響はないと判断しました。

また、用途は集落接続施設に該当します。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

続いて、整理番号4につきましては、申請地周辺は、山林及び原野でした。

計画されている資材置場は、整地程度は行われるもののほぼ原状のままで使用されます。流水は自然流下ですが、現状で問題は発生していないことなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

また、用途は農業用施設に該当します。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

以上です。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告は終わりました。

これより質疑を許します。

どなたか質疑はございませんでしょうか。

5番委員 (堂後 善人)

整理番号4について、始末書がついていますが、誰が出すべき書類でしょうか。

事務局 (上脇 重樹)

様式の中で、始末書の欄にチェックをしましたが、経緯書としていただいています。と言いますが、〇〇〇〇〇〇が、すでに破産して清算手続きが完了しております、その法人が存在しません。また、転用許可を受けて事業を行うのは存在しない法人ですので、譲渡し人の〇〇〇〇さんではないため、始末書には該当しない。しかし、転用許可者である〇〇〇

〇〇が存在しないため、経緯が分る経緯書が付けてあります。

議長 (田嶋 輝男)  
よろしいですか。

5番委員 (堂後 善人)  
はい

議長 (田嶋 輝男)  
他にはございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本件についての調査員の報告は、許可相当であります。  
なお、整理番号1及び4については、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取が必要となります。  
さらに、整理番号1については、農用地区域から除外されることが前提となっております。  
したがって、整理番号1及び4は、本農業委員会の処分について農業委員会ネットワーク機構から意義のある旨の意見があった場合は、その処分について、あらためて審議することといたします。  
これを踏まえ、整理番号1は農用地区域から除外されることをもって調査員の報告のとおり、整理番号2、3及び4は調査員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

なお、整理番号1及び4につきましては、農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の後に許可指令書を交付いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第18 議案第34号**

**非農地証明願いについてを議題といたします。**

本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し、また、本市農政課が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査においても同様の結果でありました。

したがって、本件については、非農地にすることにご異議ありませんでしょうか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については、非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第19 議案第35号**

**農用地利用集積計画についてを議題といたします。**

事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、平成29年農用地利用集積計画書第7号について提案いたし

ます。

始めにこの議案書の公告年月日は、平成29年8月1日となっております。それでは、説明いたします。

( 議案資料にて説明 )

以上、農地銀行活動調査表及び農家台帳に基づいたところ、議案に記載のとおりでございます。

なお、議案第35号 平成29年農用地利用集積計画書第7号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

それではご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑はございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

ここで、暫く休憩とします。

( ～ 会長打合せ ～ ) 11:20～11:29

休憩前に引き続き会議を再開します。

議長 (田嶋 輝男)

日程第20 議案第36号

阿久根市農地利用最適化推進委員候補者の選任についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (新坂 謙二)

それでは、ご説明致します。

議案第36号は阿久根市農地利用最適化推進委員候補者の選任についてでございます。

阿久根市農地利用最適化推進委員を公募したところ、7名の応募がありました。氏名、推薦・応募の別、年齢、職業、認定農業者であるか、推薦地区の順で読み上げます。松下統一、推薦、66、無職、鶴川内地区、尾上進、推薦、60、自営業、認定農業者、西目・大川地区、小田原時久、推薦、67、農業、山下・波留地区、石原岩雄、推薦、61、農業、認定農業者、脇本地区、竹原長政、推薦、68、農業、脇本地区、白濱和利、推薦、65、農業、認定農業者、脇本地区、辻喜久男、推薦、76、農業、折口・赤瀬川・多田地区、以上の方々の推薦がありました。

これは、阿久根市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第2条第2項で定める担当区域及び人数となっております。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

本件については、阿久根市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第8条第1項の規定により会長は候補者の評価を行うこととなっております。

本件議案については、私も会長就任後である議案第35号の決議後の休憩時間中、評価を行っております。

その結果は、ただ今事務局が説明したとおりであります。

農地利用最適化推進委員の候補者は、阿久根市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第2条第2項で定める担当区域及び人数と同数となっております。

また、会長の評価においては、候補者全員、要件を満たしているため委嘱相当です。

ただ今から質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 質疑なし

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、評価の結果、候補者7名を適当と認め、農地利用最適化推進委員として委嘱することに御異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、候補者7名に対し、農地利用最適化推進委員を委嘱することに決定しました。

なお、委嘱期間の開始日は、本年8月1日といたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さん方から報告などがありましたらお願いいたします。

事務局はありませんか。

事務局（新坂 謙二）

ここでは、ございません。

議長（田嶋 輝男）

それではほかにはないので、以上をもって総会を閉会いたします。